2025 年 9 月 13 日

令和７－１０

Ａがその占有する自転車甲を遺失した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.10］）

ア．Ａは，甲を拾得して占有するＢに対し，占有回収の訴えにより，甲の返還を請求することができる。

イ．Ａが受寄者として甲を保管していたときであっても，Ａは，甲を拾得した者から善意無過失で甲を買って占有を始めたＣに対し，遺失の時から２年間，甲の回復を請求することができる。

ウ．甲を競売において善意で買い受けて占有を始めたＤがＡから甲の回復を請求されたときは，Ｄは，Ｄが支払った代価の弁償の提供があるまで，甲の使用収益を行う権限を有する。

エ．Ｅは，甲の占有を開始した時に善意無過失であり，１０年間，所有の意思をもって，平穏に，かつ，公然と甲を占有したときは，甲の所有権を取得する。

オ．甲を拾得したＦは，その拾得を所有の意思をもってしなかったときは，遺失物法の定めるところに従い公告がされた後法定の期間内に甲の所有者が判明しなかったとしても，甲の所有権を取得しない。

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

占有が奪われたものが，占有回収の訴え（２００条)。

遺失物は，１９３条。被害者，遺失者を保護するための回復，請求権。

占有回収とは異なる

肢イ　○

１９３条，２年間は被害者を保護するために即時取得が制限される。

肢ウ　○

弁償があるまで，使用収益権ある。被害者は，払うか否かわからない。購入した者を保護する。

最判平１２．６．２７

肢エ　○

動産にも取得時効は成立しうる。Ｅは，甲の占有を開始した時に善意無過失であり，１０年間，所有の意思をもって，平穏に，かつ，公然と甲を占有したときは，甲の所有権を取得する。善意無過失は開始時で判断

肢オ　×

所有権を取得する（240）。所有の意思は不要。取得時の際，所有の意思をもっていなくても所有権を取得する。

令和７－１１

Ａ及びＢが甲土地を共有している場合に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No. 11］）

ア．Ａが甲土地の管理のために費用を支払った後，Ｂがその持分をＣに譲渡したときは，Ａは，Ｃに対しても，Ｃの持分に応じてその費用の償還を求めることができる。

イ．Ａは，甲土地を不法に占有するＤに対し，単独で甲土地全部の明渡しを求めることができない。

ウ．Ａの債権者Ｅは，自己の費用で，甲土地の分割に参加することができる。

エ．Ｂが甲土地を単独で使用する場合において，ＡとＢとの間の別段の合意がないときは，Ｂは，自己の持分を超える使用について，Ａに対し，その対価の償還の義務を負わない。

オ．Ａが死亡した場合において，Ａに相続人がないときは，Ａの持分は，国庫に帰属する。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　○

共有物の負担は，持分に応じて負担する。管理費用を支払ったもの（Ａ）は，費用の償還を他の共有者（Ｂ）に請求できる（２５３条）。

そして，持分（物権）が譲渡されても，債権は，当然には移らない。別の財産権だから。

したがって，Ｃに譲渡されても，Ｂにしか請求できないのが原則。しかし，不当。

Ｂは共有関係から離脱している。支払いに応じない可能性もある。償還義務に応じない場合の調整規定も機能しない（２５３条２項）。

そこで，２５４条，Ｃにも請求できる。イメージ併存的債務引受。ＢＣ間に債務引受の合意はなくても，Ｃは持分を取得した以上，共有物の管理の利益は，Ｃに帰属している。

Ｃにも請求を認めるのが公平である。

肢イ　×

保存行為は，単独で，行使可能。権利保全の必要性がある。他の共有者の合理的意思に反しない。

肢ウ　○

２６０条

共有物の債権者Ｅは，自己の費用で分割に参加できる。

本来は，参加できないのが筋だが，債権者を害する分割がされる恐れがある。

そこで，民法は，債権者保護のため，参加できる規定を設けた。

肢エ　×

償還義務を負う。共有者が単独して使用しても，妨害排除。追い出すことはできない。

持分を害するから。

一方で，一切，何も言えないと使用できない共有者が害される。
そこで，共有者は，持分を超える部分について，償還請求ができる。

２４９条２項

肢オ　×
２５５条

共有者が死亡して，相続人がいないときは，他の共有者の共有になる。
国庫に帰属すると，利用者が害されるためと考えられる（２３９条２項）

令和７－１２

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.12］）

ア．葬式の費用の先取特権と日用品の供給の先取特権とが競合するときは，日用品の供給の先取特権が葬式の費用の先取特権に優先する。

イ．雇用関係の先取特権と不動産の賃貸の先取特権とが競合するときは，雇用関係の先取特権が優先する。

ウ．葬式の費用の先取特権は，債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式の費用のうち相当な額についても存在する。

エ．日用品の供給の先取特権は，債務者が法人である場合でも存在する。

オ．各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存に関する費用のうち全ての債権者に有益でなかったものについては，共益の費用の先取特権は，その費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア　×

共，雇，子，葬，日用（３０６条改正），３２９条１項。

葬式の方が，日用品より優先になる。

日用品の債権者に保護を与えて，生活者を保護するのが目的。

ただ，死んだ場合，葬式の費用が優先される。

死んだ人間をほったらかしにするのは，問題と思われる。

葬式に関する費用の方法を先に保護すべき。

肢イ　×

一般先取特権（雇用）と，特別の先取特権が競合したときは，特別が優先する。

ただし，共益に関しては例外あり（３２９条２項）。

競合した場合にでも，なるべく，最大限の調和が図れるように利益調整すると，このように取り扱うべき。

特別の先取特権は，範囲に限定がある。

一般先取特権の場合，総財産にかかっていける。

お互いに，権利が実現できるように行使をさせると，特別を優先すべき。

肢ウ　○

扶養すべき親族に対して，負担したものでも，先取特権がある。

いわゆる葬儀屋を保護する必要がある。死んで，ほったらかしにできないはず。

葬儀に協力した，債権者が回収できるようにすべき。

肢エ　×

日用品の供給の先取特権は，法人にはない。

条文上，制限する規定はないが，条文の趣旨が生活者を保護するため。（イメージ，社会権，生存権）

法人は，予定していない。

肢オ　○

共益の費用，利益をうけた債権者に対してのみ存在。（３０７条）

公平の見地から，利益をうけた者から見れば，共益の費用を題したものを先に保護すべきという理解になるが，関係ない物から見れば，保護を与えるのは，不当であると考えられる。

令和７－１３，予備 令７－６

抵当権の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.13］）

ア．建物所有目的で賃貸された土地に築造された建物について抵当権が設定されたときは，その抵当権の効力は，敷地の賃借権に及ぶ。

イ．抵当権の設定後に抵当地に建物が築造され，抵当権者が土地とともにその建物を競売するときであっても，その優先権は，土地の代価についてのみ行使することができる。

ウ．抵当不動産の第三取得者は，抵当不動産について必要費を支出したときは，抵当不動産の代価から，他の債権者より先にその償還を受けることができる。

エ．抵当不動産の第三取得者は，被担保債権の連帯保証人であるときであっても，抵当権消滅請求をすることができる。

オ．抵当不動産の第三取得者は，その競売において買受人となることができない。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　エ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

抵当権の内容，付加一体物，従たる権利も含まれる。

交換価値を把握している。従物・従たる権利である賃借権も内容となる。

肢イ　○

３８９条

抵当地に建物が建てられた場合，土地のみを実行するのが筋。

ただ，土地のみ実行されると，買請け人が，宅地として利用したい場合，売買が成立しなければ，取り壊して，立て直す必要がでてくる。

手続上迂遠。そこで，一括競売も可能。建物所有者は，もともと抵当権に劣後することはわかって取得している以上，受忍はやむをえない。抵当権の優先権は，土地の代価のみ。

抵当権対象が，土地のみだからである。

なお，建物の価値は，建物所有者に渡される。

肢ウ　○

３９１条

必要費を支出したときは，抵当不動産の代価から，償還をうけられる。

必要費によって，抵当不動産の価値が守られている。

他の債権者に貢献しているので，先に回収を認めるべき。

肢エ　×

３８０条，３７９条

連帯保証人は，抵当権消滅請求することはできない。

連帯保証人は，被担保債権の全額を保証している立場。

第三者取得者として保護の要請が低いからである。

肢オ　×

第三者取得者は，買請人になることはできない。

抵当権消滅請求をイメージ。買請人も競売に参加できると考えるのが穏当。

競売で勝てば買請人になれる。